

○総合特別区域法施行規則（平成二十三年七月二十九日内閣府令第三十九号）

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）及び総合特別区域法施行令（平成二十三年政令第二百四十三号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、総合特別区域法施行規則を次のように定める。

平成二十三年七月二十九日

内閣総理大臣 菅 直人

総合特別区域法施行規則

（令第一条各号の内閣府令で定める事業）

第一条 総合特別区域法施行令（以下「令」という。）第一条第一号の内閣府令で定める事業は、次に掲げるもの（これらの事業に必要な施設又は設備の整備又は運営に関するものを含む。）とする。

一 電気を動力源とする自動車、専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車その他の使用に伴い排出される温室効果ガスによる環境への負荷が特に少ない自動車（以下「環境配慮型自動車」という。）の製造又は研究開発に関する事業

二 環境配慮型自動車に充電又はその燃料を充填するための施設又は設備の研究開発又は製造に関する事

業

- 三 太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス（動植物に由来する有機物である資源（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭を除く。）をいう。第五条第四項第二号において同じ。）その他化石燃料以外のエネルギー源のうち、永続的に利用することができると認められるもの（第五条第一項第四号において「再生可能エネルギー源」という。）の利用に係る研究開発又は供給に関する事業
- 四 情報通信技術を活用して電気の供給を自動的に調整するシステム又は機器の研究開発に関する事業
- 五 先進的な技術を用いたりリチウムイオン蓄電池、太陽電池、燃料電池等の電池の研究開発又は製造に関する事業
- 六 発光ダイオード若しくは有機物を光源とする電球若しくは照明器具、エネルギーの消費量との対比における性能が優れているヒートポンプその他エネルギーの使用の合理化に資する機械又は設備であつて、先進的な技術を用いたものの研究開発又は製造に関する事業
- 七 希少金属の回収又はこれらに代替する物質の製造若しくは研究開発に関する事業
- 八 水の確保が困難な地域における水の適切な供給及び効率的な排水の処理に関するシステムの研究開発

に関する事業

2 令第一条第二号の内閣府令で定める事業は、次に掲げるものとする。

一 放射線療法その他高度な医療の提供に資する医薬品又は医療機器の研究開発又は製造に関する事業（これらの事業に必要な施設又は設備の整備又は運営に関する事業を含む。）

二 神経細胞の再生及び移植による再生医療（以下この号において「高度再生医療」という。）の研究開発又は高度再生医療を行うために必要な物質の培養、製造若しくは研究開発に関する事業（これらの事業に必要な施設又は設備の整備又は運営に関する事業を含む。）

三 手術補助その他の治療、日常生活訓練その他医療及び介護に関する利用に供するロボットの研究開発又は製造に関する事業（これらの事業に必要な施設又は設備の整備又は運営に関する事業を含む。）

四 高度な医療の提供に係る医療関係者の技術の向上に必要な治験（薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）第二条第十六項に規定する治験をいう。）その他臨床研究に関する事業（これらの事業に必要な施設又は設備の整備又は運営に関する事業を含む。）

五 情報通信技術を利用して行われる診療に係るシステムその他の医療に関する情報システム（電磁的記

録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）により作成又は保存される診療の記録に関するものを含む。）の研究開発に関する事業（これらの事業に必要な施設又は設備の整備又は運営に関する事業を含む。）

六 高度な医療を提供する医療施設又は医療設備（次号及び第八号において「高度医療施設等」という。）の整備又は運営に関する事業

七 高度医療施設等に近接して設けられるホテル、旅館その他の宿泊施設であつて、専ら患者又はその家族の利用に供されるものの整備又は運営に関する事業

八 高度医療施設等への外国人の患者の受入れに必要な渡航に係る手続の代行、当該渡航に付随して行う通訳案内（外国人に付き添い、外国語を用いて、旅行に関する案内をすることをいう。第五項第三号及び第五条第三項第五号において同じ。）その他外国人の患者の便宜となるサービスの提供に関する事業

3 令第一条第三号の内閣府令で定める事業は、次に掲げるもの（これらの事業に必要な施設又は設備の整備又は運営に関する事業を含む。）とする。

一 微細な炭素繊維に係る技術の研究開発その他ナノテクノロジーの研究開発に関する事業

二 複合材料からなる航空機の機体の研究開発又は製造に関する事業

三 半導体素子、半導体集積回路の改良に係る技術その他先進的な技術を用いた半導体の研究開発又は製造に関する事業

四 映画、音楽、演劇、文芸、写真、漫画、アニメーション、コンピュータゲームその他の文字、図形、色彩、音声、動作若しくは映像若しくはこれらを組み合わせたもの又はこれらに係る情報を電子計算機を介して提供するためのプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。次号において同じ。）であつて、特に付加価値の高いと認められるものの創作又は提供に関する事業

五 プログラムを表現する手段としての文字その他の記号及びその体系であつて特に付加価値の高いと認められるものの研究開発に関する事業

六 付加価値の高い農林水産物若しくは加工食品の効率的な生産若しくは輸出の促進を図るために必要な技術の研究開発又は当該技術の活用に関する事業

4 令第一条第四号の内閣府令で定める事業は、次に掲げるものとする。

一 長距離の輸送に供する国際海上コンテナの荷役、荷さばき及び保管に必要な施設又は設備の整備又は運営に関する事業

二 国際戦略総合特別区域（総合特別区域法（以下「法」という。）第二条第一項に規定する国際戦略総合特別区域をいう。以下同じ。）の区域内の地点と本邦内の地点又は本邦外の地点との間において行う国際海上コンテナの海上運送又は陸上運送に関する事業（これらの事業に必要な施設又は設備の整備又は運営に関する事業を含む。）

三 国際戦略総合特別区域の区域内の地点と本邦内の地点又は本邦外の地点との間において行う航空貨物の運送に関する事業（これらの事業に必要な施設又は設備の整備又は運営に関する事業を含む。）

5 令第一条第五号の内閣府令で定める事業は、次に掲げるものとする。

一 統括事業（特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第 号）第二条第四項に規定する統括事業をいう。）

二 国際会議等に参加する者の利用に供する大規模な集会施設、宿泊施設その他の利用に供する施設又は設備の整備、運営又はサービスの提供に関する事業（国際会議等に参加する者に係るものに限る。）

三 国際会議等への外国人の参加に必要な渡航に係る手続の代行又は当該渡航に付随して行う通訳案内その他の外国人の参加者の便宜となるサービスの提供に関する事業

四 外国会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第二号に規定する外国会社をいう。）に勤務する者の子女又は海外から招へいした研究者の子女を対象とした外国語の教育に関する事業

（法第二条第二項第二号ロの内閣府令で定める規制の特例措置等）

第二条 法第二条第二項第二号ロの内閣府令で定める規制の特例措置は、法第三章第四節第一款の規定による規制の特例措置とする。

2 法第二条第二項第二号ロに規定する前項の規制の特例措置の適用を受けて行われる事業に準ずるものとして内閣府令で定めるものは、法第十条第四項の新たな措置（前項の規制の特例措置に係るものを除く。

）により制定、改正又は廃止される法律、政令又は主務省令（法第六十九条に規定する主務省令をいう。

第十八条第九号ニ及び第二十条第七項において同じ。）であつて内閣総理大臣が告示で定めるもの（以下「全国展開特例措置」という。）の適用を受けて行われるものとする。

（法第二条第二項第三号の内閣府令で定める事業）

第三条 法第二条第二項第三号の内閣府令で定める事業は、次に掲げるものとする。

- 一 エネルギーの使用による環境への負荷の低減に関する技術の研究開発及びその成果の企業化等、エネルギーの使用の合理化及び石油代替エネルギーの利用の促進等に関する事業
- 二 疾病又は障害の新たな治療方法の研究開発及びその成果の企業化等、医療に係る技術水準の向上及び高度な医療の提供に関する事業
- 三 国際的規模で事業活動を行っている法人のアジア地域その他の地域における当該事業又は新たな事業の拠点を形成する事業
- 四 新技術の研究開発又はその成果の企業化等を行うための拠点を形成する事業
- 五 貨物流通の効率化、円滑化及び適正化に関する事業
- 六 観光旅客の来訪及び滞在の促進並びに国際会議等の誘致の促進に資する施設の整備又は役務の提供等、観光その他の交流の機会の増大に資する事業
- 七 農林漁業及び関連する産業の体質の強化を図る事業
- 八 高度な情報通信基盤の整備等に関する事業

九 その他内閣総理大臣が産業の国際競争力の強化に資すると認める事業

(法第二条第二項第三号の内閣府令で定める金融機関)

第四条 法第二条第二項第三号の内閣府令で定める金融機関は、次に掲げるものとする。

一 銀行

二 信用金庫及び信用金庫連合会

三 労働金庫及び労働金庫連合会

四 信用協同組合及び中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の九第一項第一号及び第二号の事業を併せ行う協同組合連合会（第七条第四号において「信用協同組合連合会」という。）

五 農業協同組合（農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第二号及び第三号の事業を併せ行うものに限る。第七条第五号において同じ。）及び農業協同組合連合会（同法第十条第一項第二号及び第三号の事業を併せ行うものに限る。第七条第五号において同じ。）

六 漁業協同組合（水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第三号及び第四号の事業を併せ行うものに限る。第七条第六号において同じ。）、漁業協同組合連合会（同法第八十

七条第一項第三号及び第四号の事業を併せ行うものに限る。第七条第六号において同じ。）、水産加工業協同組合（同法第九十三条第一項第一号及び第二号の事業を併せ行うものに限る。第七条第六号において同じ。）及び水産加工業協同組合連合会（同法第九十七条第一項第一号及び第二号の事業を併せ行うものに限る。第七条第六号において同じ。）

七 農林中央金庫

八 株式会社商工組合中央金庫

九 株式会社日本政策投資銀行

（令第二条各号の内閣府令で定める事業）

第五条 令第二条第一号の内閣府令で定める事業は、次に掲げるものとする。

一 地域において生産された農林水産物の卸売のために開設される市場又は当該農林水産物を販売するための施設若しくは設備の整備又は運営に関する事業

二 地域において生産された農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工又は調理をしたものを店舗において主に当該地域以外の地域の者に販売することを目的とする事業

三 地域において生産された農林水産物を主たる材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店の整備
又は運営に関する事業

四 温室、畜舎その他の農業用施設において太陽光発電装置を設置することにより行う発電又は農業用水
の放流に伴って発生する水力を利用することにより行う発電に関する事業その他農業資源に由来する再
生可能エネルギー源を活用したエネルギーの供給に関する事業

五 藻場の造成その他水産動植物の生育環境の保全及び改善又は水産資源の維持若しくは回復に関する事
業

六 新たに就農しようとする青年等を対象にした農業の技術又は経営方法の習得に関する研修の実施その
他農林水産業の担い手となる人材の育成に関する事業

七 廃校その他地域における遊休状態にある土地及び家屋を活用して行う農作物の栽培及び生産の用に供
する施設又は設備の整備又は運営に関する事業

八 食用に供されずに廃棄されていた漁獲物（離島を水揚地とするものに限る。）について、急速冷凍に
関する技術その他の保存に必要な技術を用いて行う加工、流通又は販売に関する事業

九 地域における遊休農地を主として都市の住民の利用に供する事業

十 地域における有害鳥獣及び外来生物を活用した地域特産物の開発又は生産に関する事業

2 令第二条第二号の内閣府令で定める事業は、次に掲げるものとする。

一 地域の子ども及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子どもの養育に関する各般の問題につき、その保護者からの相談に応じ必要な情報の提供及び助言その他の必要な援助を行う事業

二 保護者の疾病その他の理由により家庭において保育されることが一時的に困難となった地域の子どもにつき、一時的に預かり、必要な保護を行う事業

三 地域の子どもの養育に関する援助を受けることを希望する保護者と当該援助を行うことを希望する民間の団体若しくは個人との連絡及び調整を行う事業又は地域の子どもの養育に関する援助を行う民間の団体若しくは個人に対する必要な情報の提供及び助言その他の必要な援助を行う事業

四 学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（大学を除く。）をいう。

）に在籍する幼児、児童、生徒又は学生（以下この号において「児童生徒等」という。）の通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全の確保を図るため、通学路その他の当該児童生徒等が日常生

活又は社会生活を営むために通常移動する経路等に関する情報を、当該児童生徒等と同居している家族等に対して伝達する情報システムの整備及び管理に関する事業

五 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第二条各号に掲げる行為若しくは高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第二百二十四号）第二条第四項及び第五項に規定する行為を受け、又は受けているおそれのある児童、高齢者及び配偶者等の迅速かつ適切な保護を行う施設又は設備の整備又は運営に関する事業

六 高齢者、障害者その他日常生活若しくは社会生活に身体の機能上の制限を受ける者（次号において「高齢者等」という。）の福祉に係る新商品の開発及び生産又は新役務の開発及び提供に関する事業

七 高齢者等の日常生活に必要な入浴、排せつ、食事等の介護等に係る支援、生活に関する相談及び助言並びに高齢者等の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練の実施に関する事業

八 インターネットの利用その他の情報通信技術を利用した診療の用に供するシステムの開発若しくは当該システムに係る技術の提供又は当該システムを利用して行う離島その他交通不便の地域における医療の確保に関する事業

九 離島、山間のへき地その他の地域において行う救急医療用ヘリコプター（救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法（平成十九年法律第百三号）第二条に規定する救急医療用ヘリコプターをいう。）の運航その他救急医療の確保に関する事業

十 栄養の改善その他の生活習慣の改善に関する事項につき地域住民からの相談に応じ、医師、保健師又は管理栄養士の面接による指導若しくは助言を行うための施設の整備又は運営に関する事業

十一 地域住民に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、食事習慣、運動習慣、疾病その他の健康状態若しくはその置かれている生活環境に関するデータを収集し、分析するための施設又は設備の整備又は運営に関する事業

3 令第二条第三号の内閣府令で定める事業は、次に掲げるものとする。

一 地域の観光資源を活用した新商品の開発若しくは生産又は新役務の開発若しくは提供に関する事業

二 地域の観光資源を活用して行う農林漁業体験民宿業（農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成六年法律第四十六号）第二条第五項に規定する農林漁業体験民宿業をいう。）その他観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する事業

三 環境配慮型自動車又は搭乗することのできるロボットを利用して、観光旅客に対して、地域の観光資源についての案内又は助言を行い、当該地域の観光資源に関する観光旅客の知識及び理解を深めるためのサービスの提供に関する事業

四 博覧会、芸術の発表会、芸能及びスポーツの興行、祭礼その他の催しであつて、地域における観光の振興を目的として実施されるものに関する情報の伝達を行う情報システムの整備及び管理に関する事業

五 外国人観光旅客（国際会議等に参加する者を含む。以下同じ。）への通訳案内その他外国人観光旅客の受入れに関するサービスの提供及び人材の育成に関する事業

4 令第二条第四号の内閣府令で定める事業は、次に掲げるものとする。

一 環境配慮型自動車を用いて行う自動車運送事業（道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第二条第二項に規定する自動車運送事業をいう。）又は環境配慮型自動車に充電又はその燃料を充填するための施設又は設備の整備又は運営に関する事業

二 バイオマス、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二条第一項に規定する廃棄物をいう。）又は海岸漂着物（美しく豊かな自然を保護するための海岸における

良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（平成二十一年法律第八十

二号）第二条第一項に規定する海岸漂着物をいう。）を原材料とするバイオ燃料の製造に関する事業

三 地域における公共用水域の水質に対する生活排水による汚濁の負荷を低減するために必要な施設又は設備の整備又は技術の開発に関する事業

四 森林、里山、河川等における木竹の植栽、水質の改善その他地域における環境の保全及び再生に関する事業

5 令第二条第五号の内閣府令で定める事業は、次に掲げるものとする。

一 主として都市の住民を対象とし、農山漁村における文化的景観を形成している家屋又は現に居住の用に供していない住宅を活用して行う、農山漁村への移住若しくは都市における住所のほか農山漁村に居所を有することを促進する事業

二 教養文化施設、スポーツ施設若しくはレクリエーション施設その他地域における世代間及び世代内の交流又は地域間交流を図るための施設（これらの施設に附帯して設置される当該施設の管理又は運営上必要な施設を含む。）若しくは設備の整備又は運営に関する事業

三 単身で生活する高齢者の居宅への若者の派遣その他地域における高齢者及びその他の住民との交流の促進を図るための事業

四 日常生活又は社会生活における移動のための交通手段の確保その他地域住民の日常生活の安全性若しくは利便性の向上又は快適な生活環境の確保に寄与する情報の伝達を行う情報システムの整備及び管理に関する事業

五 遊休状態にある不動産（事業の用に供されていない店舗、倉庫、事務所その他の事業活動の施設を含む。）の利用の促進に関する事業

六 地域における商店街の区域及びその周辺の地域の住民の生活に関する需要に応じて行う商品の販売又は役務の提供、行事の実施又はこれらに関する情報の伝達を行う情報システムの整備及び管理に関する事業

七 地域の固有の歴史、文化等に関する記録の保存又はこれらを色濃く反映した伝統的な芸能及び風俗慣習を活用した行事の実施に関する事業

八 地域の固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及び

その周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境の維持及び向上並びに景観の保全に関する事業

九 地域住民に対する災害情報の伝達を行う情報システムの整備及び管理に関する事業

十 地域における災害応急対策の拠点として機能する施設の整備又は運営に関する事業

十一 山間部において耕作の放棄があつた農地又は採草放牧地において地すべり等の防止を目的として行う植林事業その他地域における災害の未然の防止に関する事業

十二 離島その他の交通不便の地域において行う地域住民の日常生活若しくは社会生活における移動又は当該地域を来訪する者の移動のための交通手段の確保に関する事業

十三 離島と本邦の地域との間の路線（旅客又は貨物の運送の確保を図ることが離島の住民の生活の安定に資するために特に必要なものに限る。）において行う船舶運航事業（海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第二条第二項に規定する船舶運航事業をいう。）又は航空運送事業（航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第十八項に規定する航空運送事業をいう。）

（法第二条第三項第三号の内閣府令で定める事業）

第六条 法第二条第三項第三号の内閣府令で定める事業は、次に掲げるものとする。

- 一 農林漁業及び関連する産業の体質の強化又は再生を図る事業
- 二 観光旅客の来訪及び滞在の促進その他の地域間の交流機会の増大及び定住の促進に関する事業
- 三 地域における循環型社会の形成に資するエネルギーの利用、リサイクルの推進その他の地域に存在する資源の有効活用を図る事業
- 四 新商品、新技術又は新たな役務の開発、企業化等、地域産業の高度化又は新産業の創出に寄与する事業であつて、雇用機会の増大に資するもの
- 五 貨物流通の効率化、円滑化及び適正化に関する事業
- 六 情報通信基盤の整備等に関する事業
- 七 地域における公共交通機関の整備等に関する事業
- 八 高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上に資する事業
- 九 地域における防災機能の確保その他地域住民の安全の確保に関する事業
- 十 地域住民の健康の保持増進に資する事業

十一 地域における子育て支援及び高齢者、障害者等に対する生活支援に関する事業
十二 地域における生涯学習の振興等に関する事業

十三 その他内閣総理大臣が地域の活性化に資すると認めると認める事業

(法第二条第三項第三号の内閣府令で定める金融機関)

第七条 法第二条第三項第三号の内閣府令で定める金融機関は、次に掲げるものとする。

一 銀行

二 信用金庫及び信用金庫連合会

三 労働金庫及び労働金庫連合会

四 信用協同組合及び信用協同組合連合会

五 農業協同組合及び農業協同組合連合会

六 漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会

七 農林中央金庫

八 株式会社商工組合中央金庫

九 株式会社日本政策投資銀行

(国際戦略総合特別区域の指定の申請)

第八条 法第八条第一項の規定により指定の申請をしようとする地方公共団体（法第二条第五項に規定する地方公共団体をいう。以下同じ。）は、別記様式第一の一による申請書に次に掲げる図書を添えて、これらを内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 国際戦略総合特別区域の区域に含まれる行政区画を表示した図面又は縮尺、方位、目標となる地物及び国際戦略総合特別区域を表示した付近見取図

二 法第八条第三項の規定による提案を踏まえた同条第一項の規定による指定の申請をする場合にあつては、当該提案の概要

三 法第八条第五項の規定により聴いた関係地方公共団体の意見の概要（同項の規定により国際戦略総合特別区域協議会（法第十九条第一項に規定する国際戦略総合特別区域協議会をいう。第十四条、第十五条第一号、第十八条第三号及び第二十五条第一項第三号において「地域協議会」という。）における協議をした場合にあつては、当該意見及び当該協議の概要）

四 法第十条第一項の規定による提案と併せて法第八条第一項の規定による指定の申請をする場合にあつては、当該提案に係る書類の写し

五 前各号に掲げるもののほか、内閣総理大臣が必要と認める事項を記載した書類

(国際戦略総合特別区域を指定した旨の公表)

第九条 法第八条第八項の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第八条第一項の指定を受けた地方公共団体の名称

二 前号の指定に係る国際戦略総合特別区域の範囲

三 前二号に掲げるもののほか、内閣総理大臣が必要と認める事項

(国際戦略総合特別区域の指定の解除の申請等)

第十条 法第八条第九項の規定により国際戦略総合特別区域の指定の解除について申請をしようとする指定

地方公共団体(同項に規定する指定地方公共団体をいう。以下この条から第十二条までにおいて同じ。)

にあつては別記様式第一の二による申請書を、国際戦略総合特別区域の区域の変更について申請をしよう

とする指定地方公共団体にあつては別記様式第一の三による申請書に第八条各号に掲げる図書のうち当該

国際戦略総合特別区域の区域の変更に伴いその内容が変更されるものを添えて、内閣総理大臣に提出しなければならない。

(国際戦略総合特別区域計画の認定の申請)

第十一条 法第十二条第一項の規定により認定の申請をしようとする指定地方公共団体は、別記様式第一の

四による申請書に次に掲げる図書を添えて、これらを内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 法第三章第四節の規定による特別の措置の適用を受ける主体の特定の状態を明らかにすることができる書類

二 法第十二条第四項の規定により聴いた関係地方公共団体及び同条第二項第一号に規定する実施主体の意見の概要

三 法第十二条第五項の提案を踏まえた国際戦略総合特別区域計画（同条第一項に規定する国際戦略総合特別区域計画をいう。以下同じ。）についての同条第一項の規定による認定の申請をする場合にあつては、当該提案の概要

四 法第十二条第七項の規定による協議をした場合にあつては、当該協議の概要

五 前各号に掲げるもののほか、内閣総理大臣が必要と認める事項を記載した書類

(国際戦略総合特別区域計画の変更の認定の申請)

第十二条 法第十四条第一項の規定により国際戦略総合特別区域計画の変更の認定を受けようとする指定地方公共団体は、別記様式第一の五による申請書に前条各号に掲げる図書のうち当該国際戦略総合特別区域計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添えて、これらを内閣総理大臣に提出しなければならない。

(法第十四条第一項の内閣府令で定める軽微な変更)

第十三条 法第十四条第一項の内閣府令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 地域の名称の変更又は地番の変更に伴う範囲の変更

二 前号に掲げるもののほか、認定国際戦略総合特別区域計画(法第十四条第一項に規定する認定国際戦

略総合特別区域計画をいう。以下同じ。)の実施に支障がないと内閣総理大臣が認める変更

(地域協議会を組織した旨の公表)

第十四条 法第十九条第七項の規定による公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 地域協議会の名称及び構成員の氏名又は名称

二 地域協議会における協議事項

2 前項の規定による公表は、地方公共団体の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(法第二十六条第一項の指定法人の要件)

第十五条 法第二十六条第一項の内閣府令で定める要件は、次に掲げるものとする。

一 地域協議会を構成する法人であること。

二 指定（法第二十六条第一項に規定する指定をいう。以下この条から第十七条までにおいて同じ。）に係る特定国際戦略事業（法第二条第二項に規定する特定国際戦略事業のうち、同項第二号イ又はロに掲げるものに限る。以下この条から第十七条までにおいて同じ。）を行うことについての適切かつ確実な計画（次号及び第十七条第一項において「指定法人事業実施計画」という。）を有すると認められること。

三 指定法人事業実施計画が認定国際戦略総合特別区域計画に適合するものであること。

四 指定に係る特定国際戦略事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

五 指定に係る特定国際戦略事業を安定して行うために必要な経理的基礎を有すること。

(報告書の提出時期及び手続)

第十六条 法第二十六条第二項の規定による報告は、事業年度終了後一月以内に、次に掲げる事項を記載した別記様式第二の一による実施状況報告書を提出して行うものとする。

一 前年度の指定に係る特定国際戦略事業の実施状況

二 前年度の収支決算

三 前年度の指定に係る特定国際戦略事業の用に供する機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物の取得等に関する実績

2 認定地方公共団体（法第十五条第一項に規定する認定地方公共団体をいう。以下この条から第二十条までにおいて同じ。）は、前項の実施状況報告書に関し、指定に係る特定国際戦略事業を適切に実施していると認めるときは、当該実施状況報告書の提出を受けた日から原則として一月以内に、指定法人（法第二十六条第一項に規定する指定法人をいう。次項及び次条において同じ。）に対して、別記様式第二の二による当該事業を適切に実施していると認定したことを証する書面及び当該認定の概要を記載した書面を交

付するものとする。

- 3 認定地方公共団体は、前項の認定をしないときは、指定法人に対して、別記様式第二の三によりその旨及び理由を通知するものとする。

(法第二十六条の規定による指定法人の指定の申請手続等)

- 第十七条 指定を受けようとする法人は、指定法人事業実施計画その他の事項について記載した別記様式第二の四による申請書に、当該法人の次に掲げる書類を添えて、これらを認定地方公共団体に提出しなければならぬ。

- 一 定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの

- 二 第十五条各号に掲げる指定法人の要件に該当する旨の別記様式第二の五による宣言書

- 三 前二号に掲げるもののほか、その他参考となる事項を記載した書類

- 2 認定地方公共団体は、前項の規定による提出を受けたときは、前項の申請書を受理した日から、原則として一月以内に、指定に関する処分を行うものとする。

- 3 認定地方公共団体は、指定をしたときは、第一項の法人に対して、別記様式第二の六による指定書を交

付するものとする。

4 認定地方公共団体は、指定をしないこととしたときは、第一項の法人に対して、別記様式第二の七によりその旨及びその理由を通知するものとする。

5 認定地方公共団体は、第三項の規定による指定書の交付に際し、指定の日から起算して三年を超えない範囲内において指定の有効期間を付するものとする。

6 指定法人について合併又は分割があつたときは、指定に係る特定国際戦略事業の全部を承継した法人に係る前項の有効期間の満了の日は、第十五条各号に掲げる要件を欠くに至つた場合を除き、合併又は分割の前に前項の規定により付された当該指定の有効期間の満了の日（当該合併又は分割の当事者である法人のうち指定法人が二以上ある場合においては、これらの指定法人に係る指定の有効期間の満了の日のうち最も早い日）とする。

7 指定法人は、第一項の申請書に係る記載事項又は同項各号に掲げる書類の内容に変更があつた場合は、遅滞なく、その旨を認定地方公共団体に届け出なければならない。

8 認定地方公共団体は、第三項の規定による指定書の交付をした後であっても、前項の届出において第一

項の申請書に記載された希望する指定の有効期間に変更があつた場合は、その変更後の希望する指定の有効期間を考慮して、第五項の規定によつて付した指定の有効期間を、第三項の規定による指定書の交付の日から起算して三年を超えない範囲内で変更することができる。

9 認定地方公共団体は、法第二十六条第三項の規定により指定を取り消したときは、その旨及びその理由を当該指定の取消しを受けたものに対して書面で通知するものとする。

10 認定地方公共団体は、指定をした場合には、その旨を公示するものとする。公示した事項につき変更があつたとき又は指定を取り消したときも、同様とする。

11 認定地方公共団体は、前項の規定による公示をしたときは、当該公示の日付及び内容をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

12 認定地方公共団体は、必要があると認めるときは、指定法人に対し、必要な資料を提出させ、又は説明を求めることができる。

(法第二十七条第一項の指定特定事業法人の要件)

第十八条 法第二十七条第一項の内閣府令で定める要件は、次に掲げるものとする。

一 専ら認定国際戦略総合特別区域計画に定められている法第二条第二項第二号ロに掲げる事業を実施する法人であつて、当該区域内のみに事務所、工場、作業場、研究所、営業所、店舗、倉庫その他これらに類する施設を有するものであること。

二 法第二十七条第一項第二号に規定する法人にあつては、指定（同項に規定する指定をいう。以下この条から第二十条までにおいて同じ。）に係る特定国際戦略事業（法第二条第二項に規定する特定国際戦略事業のうち、同項第二号ロに掲げるものに限る。以下この条から第二十条までにおいて同じ。）の用に供する機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物の取得等に関する計画（第九号ロにおいて「機械建物等取得計画」という。）において、これらの取得価額（法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第五十四条第一項各号の規定により計算した取得価額をいう。以下この号及び第九号ロにおいて同じ。）が毎年度一億円以上又は第四号に規定する計画に係る計画期間内の取得価額の総額が五億円以上であること。

三 地域協議会を構成する法人であること。

四 指定に係る特定国際戦略事業を行うことについての適切かつ確実な計画（以下この条及び第二十条第

一項において「指定特定事業法人事業実施計画」という。）を有すると認められること。

五 指定特定事業法人事業実施計画が認定国際戦略総合特別区域計画に適合するものであること。

六 指定に係る特定国際戦略事業が円滑かつ確実に実施されることが見込まれるものであること。

七 指定に係る特定国際戦略事業を安定して行うために必要な経理的基礎を有すること。

八 指定に係る特定国際戦略事業に係る経理が、指定の以前に当該法人が営んでいた他の事業に係る経理と区分して整理されるものであること。

九 全国展開特例措置の適用を受けて特定国際戦略事業を実施しようとする法人にあつては、次に掲げる要件を満たすものであること。

イ 適用を受けようとする全国展開特例措置について法第十条第二項の規定による要請を指定地方公共団体等（同条第一項に規定する指定地方公共団体等をいう。）に対して行った法人又は当該法人の完全子会社であつて、当該全国展開特例措置ごとに内閣総理大臣が一に限って告示で定めたものであること。

ロ 機械建物等取得計画において、これらの取得価額が毎年度二億円以上又は当該機械建物等取得計画

の計画期間内の取得価額の総額が十億円以上であること。

ハ 指定特定事業法人事業実施計画において、指定後三年未満の場合にあつては毎年度十名以上、指定後三年以上の場合にあつては毎年度二十名以上を新たに雇い入れるものであること。

ニ 全国展開特例措置の適用を受けて実施しようとする特定国際戦略事業に係る指定が、当該特定国際戦略事業に係る全国展開特例措置を実施するために制定、改正又は廃止される法律、政令又は主務省令の施行の日（第二十条第五項において「全国展開特例措置の施行日」という。）から起算して二年以内に行われることが確実であると認められること。

（報告書の提出時期及び手続）

第十九条 法第二十七条第二項の規定による報告は、事業年度終了後一月以内に、次に掲げる事項を記載した別記様式第三の一による実施状況報告書を提出して行うものとする。

一 前年度の指定に係る特定国際戦略事業の実施状況

二 前年度の収支決算

三 前年度の指定に係る特定国際戦略事業の用に供する機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築

物の取得等に関する実績

四 全国展開特例措置の適用を受けて特定国際戦略事業を実施する法人にあつては、前年度の当該特定国際戦略事業の実施に伴う労働者の雇入れに関する実績

2 認定地方公共団体は、前項の実施状況報告書に関し、指定に係る特定国際戦略事業を適切に実施していると認めるときは、当該実施状況報告書の提出を受けた日から原則として一月以内に、指定特定事業法人（法第二十七条第一項に規定する指定特定事業法人をいう。次項及び次条において同じ。）に対して、別記様式第三の二による当該事業を適切に実施していると認定したことを証する書面及び当該認定の概要を記載した書面を交付するものとする。

3 認定地方公共団体は、前項の認定をしないときは、指定特定事業法人に対して、別記様式第三の三によりその旨及びその理由を通知するものとする。

（法第二十七条の規定による指定特定事業法人の指定の申請手続等）

第二十条 指定を受けようとする法人は、指定特定事業法人事業実施計画その他の記載事項を記載した別記様式第三の四による申請書に、当該法人の次に掲げる書類を添えて、これらを認定地方公共団体に提出し

なければならない。

- 一 定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの
- 二 第十八条各号に掲げる指定特定事業法人の要件に該当する旨の別記様式第三の五による宣言書
- 三 前二号に掲げるもののほか、その他参考となる事項を記載した書類
- 2 認定地方公共団体は、前項の申請書を受理した日から、原則として一月以内に、指定に関する処分を行うものとする。
- 3 認定地方公共団体は、指定をしたときは、第一項の法人に対して、別記様式第三の六による指定書を交付するものとする。
- 4 認定地方公共団体は、指定をしないこととしたときは、第一項の法人に対して、別記様式第三の七によりその旨及びその理由を通知するものとする。
- 5 認定地方公共団体は、第三項の規定による指定書の交付に際し、指定の日（全国展開特例措置の適用を受けて特定国際戦略事業を実施しようとする法人に対して指定書を交付する場合にあつては、当該全国展開特例措置に係る全国展開特例措置の施行日。第九項において同じ。）から起算して五年を超えない範囲

内において指定の有効期間を付するものとする。

6 指定特定事業法人について合併又は分割があつたときは、指定に係る特定国際戦略事業の全部を承継した法人に係る前項の有効期間の満了の日は、第十八条各号に掲げる要件を欠くに至つた場合を除き、合併又は分割の前に前項の規定により付された当該指定の有効期間の満了の日（当該合併又は分割の当事者である法人のうちに指定特定事業法人が二以上ある場合においては、これらの指定特定事業法人に係る指定の有効期間の満了の日のうち最も早い日）とする。

7 法第三章第四節第一款に規定する規制の特例措置の適用を受けて特定国際戦略事業を実施する指定特定事業法人に係る指定は、当該規制に係る法律、政令又は主務省令の改正その他の理由により、当該規制の特例措置が国際戦略総合特別区域以外の地域において適用されることとなつた場合においても、なおその効力を有する。

8 指定特定事業法人は、第一項の申請書に係る記載事項又は同項各号に掲げる書類の内容に変更があつた場合は、遅滞なく、その旨を認定地方公共団体に届け出なければならない。

9 認定地方公共団体は、第三項の規定による指定書の交付をした後であっても、前項の届出において第一

項の申請書に記載された希望する指定の有効期間に変更があつた場合は、その変更後の希望する指定の有効期間を考慮して、第五項の規定によって付した指定の有効期間を、指定の日から起算して五年を超えない範囲内で変更することができる。

10 認定地方公共団体は、法第二十七条第三項の規定により指定を取り消したときは、その旨及びその理由を当該指定の取消しを受けたものに対して書面で通知するものとする。

11 認定地方公共団体は、指定をした場合には、その旨を公示するものとする。公示した事項につき変更があつた場合又は指定を取り消した場合も、同様とする。

12 認定地方公共団体は、前項の規定による公示をしたときは、当該公示の日付及び内容をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

13 認定地方公共団体は、必要があると認めるときは、指定特定事業法人に対し、必要な資料を提出させ、又は説明を求めることができる。

(法第二十八条第一項の指定金融機関の要件)

第二十一条 法第二十八条第一項の内閣府令で定める要件は、次に掲げるものとする。

一 国際戦略総合特区支援貸付事業（法第二条第二項第三号に規定する国際戦略総合特区支援貸付事業をいう。第二十五条第五項第二号において同じ。）を安定して行うために必要な経理的基礎を有すること。

二 法第二十八条第一項の指定を受けた日から三年以内に利子補給契約（同項に規定する利子補給契約をいう。次条及び第二十三条第二項において同じ。）に係る貸付けを行うことが見込まれること。

（法第二十八条第三項の内閣府令で定める償還方法）

第二十二条 法第二十八条第三項の内閣府令で定める償還方法は、償還期間を利子補給契約に係る貸付けが最初に行われた日から起算して十年間（据置期間を置かないものとする。）とする元金均等半年賦償還とする。

（法第二十八条第五項の内閣府令で定める期間）

第二十三条 法第二十八条第五項の内閣府令で定める期間（次項及び次条第一項において「単位期間」という。）は、次に掲げるものとする。

- 一 二月二十一日から同年八月二十日までの期間
- 二 八月二十一日から翌年二月二十日までの期間

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる期間において利子補給契約に係る貸付けがなされた場合には、国際戦略総合特区支援利子補給金（法第二十八条第一項に規定する国際戦略総合特区支援利子補給金をいう。次条において同じ。）の第一回目の支給に係る単位期間については、当該各号に定める期間とすることができる。

一 七月二十六日から同年八月二十日までの期間 当該貸付けの行われた日から翌年二月二十日までの期間

二 一月二十六日から同年二月二十日までの期間 当該貸付けの行われた日から同年八月二十日までの期間

（国際戦略総合特区支援利子補給金の支給）

第二十四条 指定金融機関（法第二十八条第一項に規定する指定金融機関をいう。次項及び次条第五項において同じ。）は、法第二十八条第五項の規定により国際戦略総合特区支援利子補給金の支給を受けようとするときは、前条に定める単位期間終了後十日以内に、別記様式第四の一による申請書に次に掲げる書類を添えて、これらを内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 当該国際戦略総合特区支援利子補給金に係る貸付契約書の写し及びこれに係る償還年次表

二 前号の貸付契約書に係る償還が当該貸付契約書で定める貸付条件どおりに行われていることを証する書類

三 その他内閣総理大臣が必要と認める書類

2 内閣総理大臣は、前項の規定により提出された申請書及び添付された書類が適正であると認める場合において、予算の範囲内において、国際戦略総合特区支援利子補給金を当該申請書を提出した指定金融機関に支給するものとする。

(法第二十八条の規定による指定金融機関の指定の申請手続等)

第二十五条 法第二十八条第一項の指定（以下この項から第七項までにおいて単に「指定」という。）を受けようとする金融機関は、別記様式第四の二による申請書に次に掲げる書類を添えて、これらを内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 定款及び登記事項証明書

二 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表及び損益計算書

三 指定に係る認定国際戦略総合特別区域計画の作成又はその実施について協議をした地域協議会の構成員であることを証する書類

四 第二十一条第一号に掲げる要件に適合することを証する書類

五 前各号に掲げるもののほか、その他参考となる事項を記載した書類

2 前項第一号及び第二号に掲げる書類について、既に他の認定国際戦略総合特別区域計画に係る法第二十条第一項の指定申請手続又は他の認定地域活性化総合特別区域計画（法第三十七条第一項に規定する認定地域活性化総合特別区域計画をいう。以下同じ。）に係る法第五十六条第一項の指定申請手続において提出している場合であつて、その記載事項に変更がないときは、申請書にその旨を記載して当該書類の添付を省略することができる。

3 内閣総理大臣は、第一項の申請書がその事務所に到達してから二十日以内に、当該申請に対する指定に関する処分をするよう努めるものとする。

4 前項に規定する期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。

一 当該申請を補正するために要する期間

- 二 当該申請をした者が当該申請の内容を変更するために要する期間
- 三 当該申請をした者が当該申請に係る審査に必要なと認められる資料を追加するために要する期間
- 5 内閣総理大臣は、指定金融機関が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことができるものとする。
 - 一 不正の手段により指定を受けたことが判明したとき。
 - 二 前号に掲げるもののほか、指定金融機関が国際戦略総合特区支援貸付事業の適正な実施を行うことができなくなったと認めるとき。
- 6 内閣総理大臣は、指定を取り消したときは、その旨及びその理由を当該指定の取消しを受けたものに対して書面で通知するものとする。
- 7 内閣総理大臣は、指定をしたときは、その旨を告示するものとする。告示した事項に変更があつたとき又は指定を取り消したときも、同様とする。

(地域活性化総合特別区域の指定の申請)

第二十六条 法第三十一条第一項の規定により指定の申請をしようとする地方公共団体は、別記様式第五の

- 一 一による申請書に次に掲げる図書を添えて、これらを内閣総理大臣に提出しなければならない。
 - 一 地域活性化総合特別区域（法第二条第一項に規定する地域活性化総合特別区域をいう。以下同じ。）の区域に含まれる行政区画を表示した図面又は縮尺、方位、目標となる地物及び地域活性化総合特別区域を表示した付近見取図
 - 二 法第三十一条第三項の規定による提案を踏まえた同条第一項の規定による指定の申請をする場合にあっては、当該提案の概要
 - 三 法第三十一条第五項の規定により聴いた関係地方公共団体の意見の概要（同項の規定により地域活性化総合特別区域協議会（法第四十二条第一項に規定する地域活性化総合特別区域協議会をいう。以下「地域協議会」という。）における協議をした場合にあっては、当該意見及び当該協議の概要）
 - 四 法第三十三条第一項の規定による提案と併せて法第三十一条第一項の規定による指定の申請をする場合にあっては、当該提案に係る書類の写し
 - 五 前各号に掲げるもののほか、内閣総理大臣が必要と認める事項を記載した書類
- （地域活性化総合特別区域を指定した旨の公表）

第二十七条 法第三十一条第八項の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 法第三十一条第一項の指定を受けた地方公共団体の名称
- 二 前号の指定に係る地域活性化総合特別区域の範囲
- 三 前二号に掲げるもののほか、内閣総理大臣が必要と認める事項

(地域活性化総合特別区域の指定の解除の申請等)

第二十八条 法第三十一条第九項の規定により地域活性化総合特別区域の指定の解除について申請をしようとする指定地方公共団体（同項に規定する指定地方公共団体をいう。以下この条から第三十条までにおいて同じ。）にあつては別記様式第五の二による申請書を、地域活性化総合特別区域の区域の変更について申請をしようとする指定地方公共団体にあつては別記様式第五の三による申請書に第二十六条各号に掲げる図書のうち当該地域活性化総合特別区域の区域の変更に伴いその内容が変更されるものを添えて、内閣総理大臣に提出しなければならない。

(地域活性化総合特別区域計画の認定の申請)

第二十九条 法第三十五条第一項の規定により認定の申請をしようとする指定地方公共団体は、別記様式第

五の四による申請書に次に掲げる図書を添えて、これらを内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 法第四章第四節の規定による特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況を明らかにすることができ
る書類

二 法第三十五条第四項の規定により聴いた関係地方公共団体及び同条第二項第一号に規定する実施主体
の意見の概要

三 法第三十五条第五項の提案を踏まえた地域活性化総合特別区域計画（同条第一項に規定する地域活性
化総合特別区域計画をいう。以下同じ。）についての同条第一項の規定による認定の申請をする場合に
あつては、当該提案の概要

四 法第三十五条第七項の規定による協議をした場合にあつては、当該協議の概要

五 前各号に掲げるもののほか、内閣総理大臣が必要と認める事項を記載した書類

（地域活性化総合特別区域計画の変更の認定の申請）

第三十条 法第三十七条第一項の規定により地域活性化総合特別区域計画の変更の認定を受けようとする指
定地方公共団体は、別記様式第五の五による申請書に前条各号に掲げる図書のうち当該地域活性化総合特

別区域計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添えて、これらを内閣総理大臣に提出しなければならない。

(法第三十七条第一項の内閣府令で定める軽微な変更)

第三十一条 法第三十七条第一項の内閣府令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 地域の名称の変更又は地番の変更に伴う範囲の変更
- 二 前号に掲げるもののほか、認定地域活性化総合特別区域計画の実施に支障がないと内閣総理大臣が認める変更

(地域協議会を組織した旨の公表)

第三十二条 法第四十二条第七項の規定による公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 地域協議会の名称及び構成員の氏名又は名称
- 二 地域協議会における協議事項

2 前項の規定による公表は、地方公共団体の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(法第五十五条第一項の指定会社の要件)

第三十三条 法第五十五条第一項の内閣府令で定める要件は、次に掲げるものとする。

一 地域協議会を構成する法人であること。

二 指定（法第五十五条第一項に規定する指定をいう。次条から第三十六条までにおいて同じ。）に係る特定地域活性化事業（法第二条第三項に規定する特定地域活性化事業のうち、同項第二号に掲げるものに限る。以下この条から第三十六条までにおいて同じ。）を行うことについての適正かつ確実な計画（次号及び第三十五条第一項において「指定会社事業実施計画」という。）を有すると認められること。

三 指定会社事業実施計画が認定地域活性化総合特別区域計画に適合するものであること。

四 中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）第二条第一項各号に掲げる中小企業者に該当する会社であつて、次のイ又はロに掲げる区分に応じ、当該イ又はロに定めるものであること。

イ 地域活性化総合特別区域計画の認定の日が最初の事業年度に属する会社又は地域活性化総合特別区域計画の認定の日において最初の事業年度を開始していない会社 特定地域活性化事業の従事者の数が二人以上であり、かつ、当該従事者の数の常勤の役員及び従業員の数の合計に対する割合が二分の

一以上であること。

ロ 地域活性化総合特別区域計画の認定の日において設立後最初の事業年度を経過している会社 次に掲げる要件をすべて満たすものであること。

(1) 特定地域活性化事業を行うために必要な資金の額を第三十五条第一項の規定による申請書の提出の日の属する事業年度の直前の事業年度（以下この号及び第三十五条において「基準事業年度」という。）の営業費用の額で除して計算した割合が二分の一以上であること。

(2) 特定地域活性化事業の従事者の数が二人以上であり、かつ、当該従事者の数の常勤の役員及び従業員の数合計に対する割合が二分の一以上であること。

(3) 基準事業年度における営業利益の額の売上高の額に対する割合が百分の二を超えていないこと。

五 株主グループ（株主の一人並びに当該株主と法人税法施行令第四条に規定する特殊の関係のある個人及び法人をいう。以下この号において同じ。）のうちその有する株式の総数が、投資を受けた時点において発行済株式の総数の十分の三以上であるものの有する株式の合計数が、発行済株式の総数の六分の五を超えない会社であること。ただし、株主グループのうちその有する株式の総数が最も多いものが、

投資を受けた時点において発行済株式の総数の二分の一を超える数の株式を有する会社にあつては、当該株主グループの有する株式の総数が、発行済株式の総数の六分の五を超えない会社であること。

六 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されている株券又は同法第六十七条の十一第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株券の発行者である会社以外の会社であること。

七 次のイ又はロに掲げる会社以外の会社であること。

イ 発行済株式の総数の二分の一を超える数の株式が同一の大規模法人（資本金の額若しくは出資の総額が一億円を超える法人又は資本金若しくは出資を有しない法人のうち常時雇用する従業員の数が千人を超える法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除く。以下この号において同じ。）及び当該大規模法人と特殊の関係のある法人（次の（1）から（3）までに掲げる会社とする。以下この号において同じ。）の所有に属している会社

（1） 当該大規模法人が有する他の会社の株式の総数又は出資の金額の合計額が当該他の会社の発行済株式の総数又は出資金額の二分の一以上に相当する場合における当該他の会社

(2) 当該大規模法人及びこれと(1)に規定する特殊の関係のある会社が有する他の会社の株式の総数又は出資の金額の合計額が当該他の会社の発行済株式の総数又は出資金額の二分の一以上に相当する
場合における当該他の会社

(3) 当該大規模法人並びにこれと(1)及び(2)に規定する特殊の関係のある会社が有する他の会社の株式の総数又は出資の金額の合計額が当該他の会社の発行済株式の総数又は出資金額の二分の一以上に相当する場合における当該他の会社

ロ イに掲げるもののほか、発行済株式の総数の三分の二以上が大規模法人及び当該大規模法人と特殊の関係のある法人の所有に属している会社

八 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二条第一項に規定する風俗営業又は同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を行う会社でないこと。

（報告書の提出時期及び手続）

第三十四条 法第五十五条第二項の規定による報告は、事業年度終了後一月以内に、次に掲げる事項を記載

した別記様式第六の一による実施状況報告書を提出して行うものとする。

一 前年度の指定に係る特定地域活性化事業の実施状況

二 前年度の収支決算

三 個人からの金銭による払込み（商法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第二百二十八号）附則第

七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた新株引受権付社債に係る同法による改正前の

商法第三百四十一条ノ八第二項第六号に規定する払込みを除く。第三十六条において同じ。）を受けて

新株を発行するときに、その株式の発行による資金調達を円滑に実施するために必要となる投資に関する

契約（第三十六条において「株式投資契約」という。）その他の資金の調達に関する実績

2 認定地方公共団体（法第三十八条第一項に規定する認定地方公共団体をいう。以下この条から第三十六

条までにおいて同じ。）は、前項の実施状況報告書に関し、指定に係る特定地域活性化事業を適切に実施

していると認めるときは、指定会社（法第五十五条第一項に規定する指定会社をいう。以下この条から第

三十六条までにおいて同じ。）に対して、別記様式第六の二による当該事業を適切に実施していると認定

したことを証する書面及び当該認定の概要を記載した書面を交付するものとする。

3 認定地方公共団体は、前項の認定をしないときは、指定会社に対して、別記様式第六の三によりその旨及びその理由を通知するものとする。

4 指定会社は、第二項の書面の交付を受けたときは、当該指定会社の株式を払込みにより取得した個人に對して、第一項の報告による当該書面の交付を受けた旨を証する書面を交付するものとする。

(法第五十五条の規定による指定会社の指定の申請手続等)

第三十五条 指定を受けようとする会社は、指定会社事業実施計画その他の事項を記載した別記様式第六の四による申請書に、当該会社の次に掲げる書類を添えて、これらを認定地方公共団体に提出しなければならない。

一 定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの

二 基準事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書（設立後最初の事業年度を経過している場合に限る。）

三 基準事業年度の確定申告書（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第三十一号に規定する確定申告書をいう。）に添付された法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）第三十四条第二項

に規定する別表二の写し（設立後最初の事業年度を経過している場合に限る。）

四 申請の日における株主名簿

五 常時使用する従業員数を証する書面

六 組織図

七 第三十三条各号に掲げる指定会社の要件に該当する旨の別記様式第六の五による宣言書

八 前各号に掲げるもののほか、その他参考となる事項を記載した書類

2 認定地方公共団体は、前項の規定による提出を受けたときは、前項の申請書を受理した日から、原則として一月以内に、指定に関する処分を行うものとする。

3 認定地方公共団体は、指定をしたときは、第一項の会社に対して、別記様式第六の六による指定書を交付するものとする。

4 認定地方公共団体は、指定をしないこととしたときは、第一項の会社に対して、別記様式第六の七によりその旨及びその理由を通知するものとする。

5 認定地方公共団体は、第三項の規定による指定書の交付に際し、指定の日から起算して三年を超えない

範囲内において指定の有効期間を付するものとする。

6 前項の有効期間は、指定に係る特定地域活性化事業が終了したときは、前項の規定にかかわらず終了するものとする。

7 指定会社は、第一項の申請書に係る記載事項又は同項各号に掲げる書類の内容に変更があつた場合は、遅滞なく、その旨を認定地方公共団体に届け出なければならない。

8 認定地方公共団体は、法第五十五条第三項の規定により指定を取り消したときは、その旨及びその理由を当該指定の取消しを受けたものに対して書面で通知するものとする。

9 認定地方公共団体は、指定をした場合には、その旨を公示するものとする。公示した事項につき変更があつた場合又は指定を取り消した場合も、同様とする。

10 認定地方公共団体は、前項の規定による公示をしたときは、当該公示の日付及び内容をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

11 認定地方公共団体は、必要があると認めるときは、指定会社に対し、必要な資料を提出させ、又は説明を求めることができる。

(指定会社に係る株式の払込みの確認等)

第三十六条 指定会社は、その発行する株式を取得する個人からの金銭による払込みを受ける前に、株式投資契約その他の資金の調達に関する契約の締結状況について、別記様式第六の八の報告書を認定地方公共団体に提出するものとする。

2 指定会社により発行される株式を金銭による払込みにより取得を行おうとする個人が民法組合等（民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約によって成立する組合又は投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合をいう。以下この項において同じ。）を通じて取得した場合には、当該指定会社は、前項に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付するものとする。

- 一 当該民法組合等の組合契約書の写し
- 二 当該民法組合等が取得した当該株式（会社法第五十八条第一項に規定する設立時募集株式又は同法第百九十九条第一項に規定する募集株式に限る。）の引受けの申込み又はその総数の引受けを行う契約を

証する書面

三 別記様式第六の九による当該民法組合等が民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約又は投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約によって成立するものである旨を誓約する書面

3 認定地方公共団体は、第一項の報告書に関し、指定に係る特定地域活性化事業が適切に実施される見込みであると認めるときは、指定会社に対し、別記様式第六の十による当該事業が適切に実施される見込みであると認定したことを証する書面を交付するものとする。

4 認定地方公共団体は、前項の認定をしないときは、指定会社に対して、別記様式第六の十一によりその旨及びその理由を通知するものとする。

5 指定会社は、第三項の書面の交付を受けたときは、株式投資契約を締結した個人に対し、当該書面の交付を受けた旨を証する書面（次項において「認定書交付証明書」という。）を交付するものとする。

6 認定書交付証明書の交付を受けた個人が、当該書面を交付した指定会社の株式を払込みにより取得した場合には、当該書面の交付をした指定会社は、その発行する株式を払込みにより取得した個人ごと（当該指定会社が、その発行する株式の払込みの期日又はその期間を複数回定めた場合にあっては、個人及び当

該期日又は当該期間ごと)に、別記様式第六の十二による申請書一通を認定地方公共団体の長に提出するものとする。

7 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 前条第三項の規定により交付を受けた指定書の写し

二 当該株式の発行を決議した株主総会の議事録の写し、取締役の決定があったことを証する書面又は取締役会の議事録の写し

三 当該個人が取得した当該株式（会社法第五十八条第一項に規定する設立時募集株式又は同法第九十九条第一項に規定する募集株式に限る。）の引受けの申込み又はその総数の引受けを行う契約を証する

書面

四 会社法第三十四条第一項又は同法第二百八条第一項の規定による払込みがあったことを証する書面

五 外部からの投資を受けて事業活動を行うに当たり、株式投資契約を締結した契約書の写し

六 前各号に掲げるもののほか、参考となる書類

8 認定地方公共団体の長は、第六項の規定による提出を受けたときは、その内容を確認し、当該提出を受

けた日から、原則として一月以内に、申請者である同項の指定会社に対して、同項の個人ごとに別記様式第六の十三による確認書を交付するものとする。

9 認定地方公共団体の長は、前項の確認をしないときは、申請者である第六項の指定会社に対して、同項の個人ごとに別記様式第六の十四によりその旨及びその理由を通知するものとする。

(法第五十六条第一項の指定金融機関の要件)

第三十七条 法第五十六条第一項の内閣府令で定める要件は、次に掲げるものとする。

一 第六条各号に掲げる事業に対する貸付実績があること又は地域活性化の取組を推進しているものとして次に掲げる事項のいずれかに該当するものであること。

イ 地域活性化総合特別区域に係る地域経済や地域社会について調査及び分析を実施し、その結果を公表していること。

ロ 地域の活性化を推進するため、地方公共団体が組織した協議会、研究会又はこれらに準ずる組織（当該地方公共団体が組織する地域協議会を除く。）に参画した実績を有すること。

ハ その他地域の活性化の取組を推進していると認められること。

二 地域活性化総合特区支援貸付事業（法第二条第三項第三号に規定する地域活性化総合特区支援貸付事業をいう。第四十一条第五項第二号において同じ。）を安定して行うために必要な経理的基礎を有する」と。

三 法第五十六条第一項の指定を受けた日から三年以内に利子補給契約（同項に規定する利子補給契約をいう。次条及び第三十九条第二項において同じ。）に係る貸付けを行うことが見込まれること。

（法第五十六条第三項の内閣府令で定める償還方法）

第三十八条 法第五十六条第三項の内閣府令で定める償還方法は、償還期間を利子補給契約に係る貸付けが最初に行われた日から起算して十年間（据置期間を置かないものとする。）とする元金均等半年賦償還とする。

（法第五十六条第五項の内閣府令で定める期間）

第三十九条 法第五十六条第五項の内閣府令で定める期間（次項及び次条第一項において「単位期間」という。）は、次に掲げるものとする。

一 二月二十一日から同年八月二十日までの期間

二 八月二十一日から翌年二月二十日までの期間

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる期間において利子補給契約に係る貸付けがなされた場合には、地域活性化総合特区支援利子補給金（法第五十六条第一項に規定する地域活性化総合特区支援利子補給金をいう。次条において同じ。）の第一回目の支給に係る単位期間については、当該各号に定める期間とすることができる。

一 七月二十六日から同年八月二十日までの期間 当該貸付けの行われた日から翌年二月二十日までの期間

二 一月二十六日から同年二月二十日までの期間 当該貸付けの行われた日から同年八月二十日までの期間

（地域活性化総合特区支援利子補給金の支給）

第四十条 指定金融機関（法第五十六条第一項に規定する指定金融機関をいう。次項及び次条第五項において同じ。）は、法第五十六条第五項の規定により地域活性化総合特区支援利子補給金の支給を受けようとするときは、前条に定める単位期間終了後十日以内に、別記様式第七の一による申請書に次に掲げる書類

を添えて、これらを内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 当該地域活性化総合特区支援利子補給金に係る貸付契約書の写し及びこれに係る償還年次表

二 前号の貸付契約書に係る償還が当該貸付契約書で定める貸付条件どおりに行われていることを証する

書類

三 その他内閣総理大臣が必要と認める書類

2 内閣総理大臣は、前項の規定により提出された申請書及び添付された書類が適正であると認める場合において、予算の範囲内で、地域活性化総合特区支援利子補給金を当該申請書を提出した指定金融機関に支給するものとする。

(法第五十六条の規定による指定金融機関の指定の申請手続等)

第四十一条 法第五十六条第一項の指定（以下この条において単に「指定」という。）を受けようとする金融機関は、別記様式第七の二による申請書に次に掲げる書類を添えて、これらを内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 定款及び登記事項証明書

- 二 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表及び損益計算書
- 三 指定に係る認定地域活性化総合特別区域計画の作成又はその実施について協議をした地域協議会の構成員であることを証する書類
- 四 第三十七条第一号及び第二号に掲げる要件に適合することを証する書類
- 五 前各号に掲げるもののほか、その他参考となる事項を記載した書類
- 2 前項第一号及び第二号に掲げる書類について、既に他の認定国際戦略総合特別区域計画に係る法第二十条第一項の指定申請手続又は他の認定地域活性化総合特別区域計画に係る法第五十六条第一項の指定申請手続において提出している場合であつて、その記載事項に変更がないときは、申請書にその旨を記載して当該書類の添付を省略することができる。
- 3 内閣総理大臣は、第一項の申請書がその事務所に到達してから二十日以内に、当該申請に対する指定に関する処分をするよう努めるものとする。
- 4 前項に規定する期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。
 - 一 当該申請を補正するために要する期間

- 二 当該申請をした者が当該申請の内容を変更するために要する期間
- 三 当該申請をした者が当該申請に係る審査に必要なと認められる資料を追加するために要する期間
- 5 内閣総理大臣は、指定金融機関が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことができるものとする。
 - 一 不正の手段により指定を受けたことが判明したとき。
 - 二 前号に掲げるもののほか、指定金融機関が地域活性化総合特区支援貸付事業の適正な実施を行うことができなくなったと認めるとき。
- 6 内閣総理大臣は、指定を取り消したときは、その旨及びその理由を当該指定の取消しを受けたものに対して書面で通知するものとする。
- 7 内閣総理大臣は、指定をしたときは、その旨を告示するものとする。告示した事項に変更があったとき又は指定を取り消したときも、同様とする。

附 則

この府令は、法の施行の日（平成二十三年八月一日）から施行する。

別記様式第1の1（第8条関係）

国際戦略総合特別区域指定申請書

年 月 日

内閣総理大臣 殿

地方公共団体の長の氏名 印

総合特別区域法第8条第1項の規定に基づき、国際戦略総合特別区域について指定を申請します。

- 1 指定申請に係る区域の範囲
- 2 指定申請に係る区域における産業の国際競争力の強化に関する目標及びその達成のために取り組むべき政策課題
- 3 目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする事業の内容

注 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別記様式第1の2（第10条関係）

国際戦略総合特別区域の指定の解除申請書

年 月 日

内閣総理大臣 殿

指定地方公共団体の長の氏名 印

年 月 日付けで指定を受けた国際戦略総合特別区域について、総合特別区域法第8条第9項の規定に基づき、当該国際戦略総合特別区域の指定の解除について申請します。

注 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

国際戦略総合特別区域の変更申請書

年 月 日

内閣総理大臣 殿

指定地方公共団体の長の氏名

印

年 月 日付けで指定を受けた国際戦略総合特別区域について下記のとおり変更したので、総合特別区域法第8条第9項の規定に基づき、当該国際戦略総合特別区域の区域の変更について申請します。

- 1 変更事項
- 2 変更事項の内容

注1 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

2 変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載してください。

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

国際戦略総合特別区域計画認定申請書

年 月 日

内閣総理大臣 殿

指定地方公共団体の長の氏名

印

総合特別区域法第12条第1項の規定及び同法附則第3条に規定する措置に基づき、国際戦略総合特別区域計画について認定を申請します。

注1 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

- 2 法第12条第1項の規定のみに基づく計画にあつては「及び同法附則第3条に規定する措置」の文字を、法附則第3条に規定する措置のみに基づく計画にあつては「第12条第1項の規定及び同法」の文字を抹消してください。

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

国際戦略総合特別区域計画

作成主体の名称：

- 1 国際戦略総合特別区域の名称
- 2 特定国際戦略事業の名称
- 3 国際戦略総合特別区域計画の実施が国際戦略総合特別区域に及ぼす経済的社会的効果
- 4 その他国際戦略総合特別区域における産業の国際競争力の強化のために必要な事項

別紙 特定国際戦略事業関係

注 1 から 4 までに掲げる事項について、記載するよう努めること

別紙

- 1 特定国際戦略事業の内容及び実施主体に関する事項
- 2 特定国際戦略事業ごとの特別の措置の内容
- 3 その他特定国際戦略事業に関する事項

注 特定国際戦略事業ごとに作成すること

国際戦略総合特別区域計画の変更の認定申請書

年 月 日

内閣総理大臣 殿

指定地方公共団体の長の氏名

印

年 月 日付けで認定を受けた国際戦略総合特別区域計画について下記のとおり変更したいので、総合特別区域法第14条第1項の規定及び同法附則第3条に規定する措置に基づき、認定を申請します。

- 1 変更事項
- 2 変更事項の内容

注1 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

2 変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載してください。

3 法第14条第1項の規定のみに基づく計画にあつては「及び同法附則第3条に規定する措置」の文字を、法附則第3条に規定する措置のみに基づく計画にあつては「第14条第1項の規定及び同法」の文字を抹消してください。

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

特定国際戦略事業に関する実施状況報告書

年 月 日

認定地方公共団体の長の氏名 殿

法人の名称及び代表者の氏名

印

総合特別区域法第26条第1項に規定する指定（年 月 日付け）を受けた特定国際戦略事業の実施状況について、同条第2項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 事業の内容
2. 事業の実施場所
3. 事業実施期間及び指定の有効期間
4. 前年度における事業の実施状況
5. 前年度における収支決算（会社全体の損益計算書等）
6. 機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物の取得又は製作若しくは建設（設備投資）に関する実績

(1) 計画期間全体における設備投資予定額 総計〇〇百万円

(2) 年度別内訳

(イ) 平成〇〇年度

(i) 設備投資実績額 小計〇〇百万円

(ii) 内訳

設備名	設置地	取得年月日	取得価額	用途	事業内容

(ロ) 平成〇〇年度

(i) 設備投資実績額 小計〇〇百万円

(ii) 内訳

設備名	設置地	取得年月日	取得価額	用途	事業内容

7. 資金の調達に関する実績

(1) 計画期間全体における事業資金額 総計〇〇百万円

(2) 年度別内訳

(イ) 平成〇〇年度

(i) 資金調達実績額 小計〇〇百万円

(ii) 内訳

資金調達先	資金調達額	資金調達方法

(ロ) 平成〇〇年度

(i) 資金調達実績額 小計〇〇百万円

(ii) 内訳

資金調達先	資金調達額	資金調達方法

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別記様式第2の2（第16条関係）

特定国際戦略事業の実施に係る認定書

年 月 日

法人の名称及び代表者の氏名 殿

認定地方公共団体の長の氏名

印

年 月 日付けの特定国際戦略事業に係る実施状況報告を踏まえ、総合特別区域法施行規則第16条第2項の規定に基づき、当該事業が下記のとおり適切に実施されている旨、これを認定します。

記

認定の概要

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別記様式第2の3（第16条関係）

特定国際戦略事業の実施に係る認定をしない旨の通知書

年 月 日

法人の名称及び代表者の氏名 殿

認定地方公共団体の長の氏名 印

年 月 日付けの総合特別区域法第26条第2項の規定による報告については、下記の理由により認定をしません。

記

認定をしない理由

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

指定申請書

年 月 日

認定地方公共団体の長の氏名 殿

法人の名称及び代表者の氏名 印

総合特別区域法第26条第1項に規定する指定を受けたいので、総合特別区域法施行規則第17条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 会社の名称及び代表者の氏名
2. 設立年月日及び主たる事務所の所在地
3. 総合特別区域法施行規則第1条各項各号に掲げる事業のうち該当するもの
4. 指定法人事業実施計画（別紙）

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

指定法人事業実施計画書

1. 事業の内容
2. 事業実施場所
3. 事業実施期間及び希望する指定の有効期間
4. 機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物の取得又は製作若しくは建設（設備投資）に関する計画

(1) 計画期間全体における設備投資予定額 総計〇〇百万円

(2) 年度別内訳

(イ) 平成〇〇年度

(i) 設備投資予定額 小計〇〇百万円

(ii) 内訳

設備名	設置予定地	取得予定 年月日	取得予定 価額	用途	事業内容

(ロ) 平成〇〇年度

(i) 設備投資予定額 小計〇〇百万円

(ii) 内訳

設備名	設置予定地	取得予定 年月日	取得予定 価額	用途	事業内容

5. 事業の実施に要する資金の総額及びその内訳並びにその資金の調達方法に関する計画

(1) 計画期間全体における事業資金見込額 総計〇〇百万円

(2) 年度別内訳

(イ) 平成〇〇年度

(i) 事業資金見込額 小計〇〇百万円

(ii) 内訳

資金調達先見込	見込額	資金調達方法見込

(ロ) 平成〇〇年度

(i) 事業資金見込額 小計〇〇百万円

(ii) 内訳

資金調達先見込	見込額	資金調達方法見込

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別記様式第2の5（第17条関係）

指定要件に関する宣言書

年 月 日

認定地方公共団体の長の氏名 殿

法人の名称及び代表者の氏名

印

当社は、総合特別区域法第26条第1項に規定する指定を申請するに当たり、総合特別区域法施行規則第15条各号に掲げる指定法人の要件に該当することを宣言します。

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

指 定 書

年 月 日

法人の名称及び代表者の氏名 殿

認定地方公共団体の長の氏名

印

年 月 日付けの指定申請について、総合特別区域法第26条第1項に規定する「指定法人」として、指定します。

記

総合特別区域法施行規則第15条各号に該当すること。

- (1) 資本金額 万円
- (2) 従業員数 人
- (3) 設立年月日 年 月 日
- (4) 特定国際戦略事業の内容
- (5) 総合特別区域法第19条第1項の国際戦略総合特別区域協議会を構成する者であること

- (1) この指定書は、年 月 日まで有効です。
- (2) この指定が行われたことについては、総合特区制度に関するホームページにおいて公表します。
- (3) 総合特別区域法施行規則第15条各号に掲げる指定法人の要件に該当しなくなったとき及び偽りその他不正の手段によりこの指定を受けたことが判明するに至ったときは、直ちにこの指定書を返納してください。

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別記様式第2の7（第17条関係）

総合特別区域法第26条第1項に規定する指定をしない旨の通知書

年 月 日

法人の名称及び代表者の氏名 殿

認定地方公共団体の長の氏名 印

年 月 日付けの総合特別区域法第26条第1項に規定する指定の申請については、下記の理由により指定をしません。

記

指定をしない理由

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

特定国際戦略事業に関する実施状況報告書

年 月 日

認定地方公共団体の長の氏名 殿

法人の名称及び代表者の氏名

印

総合特別区域法第27条第1項に規定する指定（年 月 日付け）を受けた特定国際戦略事業の実施状況について、同条第2項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 事業の内容
2. 事業の実施場所
3. 事業実施期間及び指定の有効期間
4. 前年度における事業の実施状況
5. 前年度における収支決算（会社全体の損益計算書等）
6. 機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物の取得又は製作若しくは建設（設備投資）に関する実績

(1) 計画期間全体における設備投資予定額 総計〇〇百万円

(2) 年度別内訳

(イ) 平成〇〇年度

(i) 設備投資実績額 小計〇〇百万円

(ii) 内訳

設備名	設置地	取得年月日	取得価額	用途	事業内容

(ロ) 平成〇〇年度

(i) 設備投資実績額 小計〇〇百万円

(ii) 内訳

設備名	設置地	取得年月日	取得価額	用途	事業内容

7. 資金の調達に関する実績

(1) 計画期間全体における事業資金額 総計〇〇百万円

(2) 年度別内訳

(イ) 平成〇〇年度

(i) 資金調達実績額 小計〇〇百万円

(ii) 内訳

資金調達先	資金調達額	資金調達方法

(ロ) 平成〇〇年度

(i) 資金調達実績額 小計〇〇百万円

(ii) 内訳

資金調達先	資金調達額	資金調達方法

8. 労働者の雇入れに関する実績（総合特別区域法施行規則第2条第2項の全国展開特例措置のうち指定の前に適用開始されるものの適用を受けて事業を実施する法人のみ）

(1) 計画期間全体における新規雇用予定者数 総計〇〇名

(2) 年度別内訳

年度					
新規雇用者数					

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別記様式第3の2（第19条関係）

特定国際戦略事業の実施に係る認定書

年 月 日

法人の名称及び代表者の氏名 殿

認定地方公共団体の長の氏名 印

年 月 日付けの特定国際戦略事業に係る実施状況報告を踏まえ、総合特別区域法施行規則第19条第2項の規定に基づき、当該事業が下記のとおり適切に実施されている旨、これを認定します。

記

認定の概要

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別記様式第3の3（第19条関係）

特定国際戦略事業の実施に係る認定をしない旨の通知書

年 月 日

法人の名称及び代表者の氏名 殿

認定地方公共団体の長の氏名 印

年 月 日付けの総合特別区域法第27条第2項の規定による報告については、下記の理由により認定をしません。

記

認定をしない理由

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

指定申請書

年 月 日

認定地方公共団体の長の氏名 殿

法人の名称及び代表者の氏名

印

総合特別区域法第27条第1項に規定する指定を受けたいので、総合特別区域法施行規則第20条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 法人の名称及び代表者の氏名
2. 設立年月日及び主たる事務所の所在地
3. 総合特別区域法施行規則第1条各項各号に掲げる事業のうち該当するもの
4. 総合特別区域法施行規則第2条第1項の規制の特例措置又は同条第2項の全国展開特例措置のうち該当するもの
5. 指定特定事業法人事業実施計画

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

指定特定事業法人事業実施計画書

1. 事業の内容
2. 事業実施場所
3. 事業実施期間及び希望する指定の有効期間
4. 機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物の取得又は製作若しくは建設（設備投資）に関する計画

(1) 計画期間全体における設備投資予定額 総計〇〇百万円

(2) 年度別内訳

(イ) 平成〇〇年度

(i) 設備投資予定額 小計〇〇百万円

(ii) 内訳

設備名	設置予定地	取得予定 年月日	取得予定 価額	用途	事業内容

(ロ) 平成〇〇年度

(i) 設備投資予定額 小計〇〇百万円

(ii) 内訳

設備名	設置予定地	取得予定 年月日	取得予定 価額	用途	事業内容

5. 事業の実施に要する資金の総額及びその内訳並びにその資金の調達方法に関する計画

(1) 計画期間全体における事業資金見込額 総計〇〇百万円

(2) 年度別内訳

(イ) 平成〇〇年度

(i) 事業資金見込額 小計〇〇百万円

(ii) 内訳

資金調達先見込	見込額	資金調達方法見込

(ロ) 平成〇〇年度

(i) 事業資金見込額 小計〇〇百万円

(ii) 内訳

資金調達先見込	見込額	資金調達方法見込

6. 事業の実施に伴う労働者の雇入れに関する計画（総合特別区域法施行規則第2条第2項の全国展開特例措置のうち指定の前に適用開始されるものの適用を受けて事業を実施しようとする法人のみ）

(1) 計画期間全体における新規雇用予定者数 総計〇〇名

(2) 年度別内訳

年度					
新規雇用予定数					

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別記様式第3の5（第20条関係）

指定要件に関する宣言書

年 月 日

認定地方公共団体の長の氏名 殿

法人の名称及び代表者の氏名

印

当社は、総合特別区域法第27条第1項に規定する指定を申請するに当たり、総合特別区域法施行規則第18条各号に掲げる指定特定事業法人の要件に該当することを宣言します。

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

指 定 書

年 月 日

法人の名称及び代表者の氏名 殿

認定地方公共団体の長の氏名

印

年 月 日付けの指定申請について、総合特別区域法第27条第1項に規定する「指定特定事業法人」として、指定します。

記

総合特別区域法施行規則第18条各号の要件に該当すること。

- (1) 資本金額 万円
- (2) 従業員数 人
- (3) 設立年月日 年 月 日
- (4) 特定国際戦略事業の内容
- (5) 国際戦略総合特別区域内のみに事務所、工場、作業場、研究所、営業所、店舗、倉庫その他これらに類する施設を有する法人であること
- (6) 法第27条第1項第2号に規定する法人にあつては、特定国際戦略事業の用に供する設備投資に関する計画において、取得価額が毎年度1億円以上又は事業期間内の総額が5億円以上のものであること
- (7) 法第19条第1項の国際戦略総合特別区域協議会を構成する者であること
- (8) 指定に係る特定国際戦略事業に係る経理が、従前より営む他の事業に係る経理と区分して整理されるものであること。
- (9) 総合特別区域法施行規則第2条第2項の全国展開特例措置のうち指定の前に適用開始されるものの適用を受けて特定国際戦略事業を実施しようとする法人にあつては、以下の要件も満たすものであること
 - (i) 法第10条第1項の指定地方公共団体等に対して、当該全国展開特例措置に係る提案の要請を行った法人又は当該法人により設立された完全子会社（全国展開特例措置ごとに定める1社に限る）
 - (ii) 特定国際戦略事業の用に供する設備投資に関する計画において、取得価額が毎年度2億円以上又は事業期間内の総額が10億円以上のものであること
 - (iii) 事業実施計画において、指定を受けてから3年未満にあつては毎年度10名以上、3年以上にあつては毎年度20名以上を新たに雇用するものであること
 - (iv) 当該全国展開特例措置の施行日から2年を経過していないこと

- (1) この指定書は、 年 月 日まで有効です。
- (2) この指定が行われたことについては、総合特区制度に関するホームページにおいて公表します。
- (3) 総合特別区域法施行規則第18条各号に掲げる指定特定事業法人の要件に該当しなくなったとき及び偽りその他不正の手段によりこの指定を受けたことが判明するに至ったときは、直ちにこの指定書を返納してください。

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別記様式第3の7（第20条関係）

総合特別区域法第27条第1項に規定する指定をしない旨の通知書

年 月 日

法人の名称及び代表者の氏名 殿

認定地方公共団体の長の氏名 印

年 月 日付けの総合特別区域法第27条第1項に規定する指定の申請については、
下記の理由により指定をしません。

記

指定をしない理由

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

国際戦略総合特区支援利子補給金支給申請書

年 月 日

内閣総理大臣 殿

住所

指定金融機関の名称及び代表者の氏名

印

総合特別区域法第28条第5項の規定に基づき、下記のとおり国際戦略総合特区支援利子補給金の支給を申請します。

記

- 1 国際戦略総合特区支援利子補給金申請額
- 2 国際戦略総合特区支援利子補給金振込先
（振込先金融機関名・店舗名・預金の種別・口座番号・預金の名義を記載）
- 3 支給の根拠となる利子補給契約の締結年月日

（添付書類）

- （1）当該国際戦略総合特区支援利子補給金に係る貸付契約書の写し及び償還年次表
- （2）償還が貸付契約書で定める貸付条件どおりに行われていることを証する書類

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

指定金融機関の指定申請書

年 月 日

内閣総理大臣 殿

住所

金融機関の名称及び代表者の氏名

印

総合特別区域法第28条第1項に規定する指定金融機関の指定を受けたいので、申請します。

- 1 金融機関の名称
- 2 代表者の氏名
- 3 金融機関の所在地
- 4 認定国際戦略総合特別区域計画について
 - (1) 当該計画の名称
 - (2) 認定地方公共団体
- 5 貸付けの見込み（時期及び金額）

（添付書類）

- (1) 定款
- (2) 登記事項証明書
- (3) 貸借対照表及び損益計算書
- (4) 地域協議会の構成員であることを証する書類
- (5) 事業を安定して行うために必要な経理的基礎を示す書類

注 添付書類のうち(1)～(3)については、既に他の指定申請書に添付すべき書類を提出した場合、その記載事項に変更がないときは省略できる。省略した場合、当該他の指定申請に係る認定国際戦略総合特別区域計画又は認定地域活性化総合特別区域計画の名称を記載すること。

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

地域活性化総合特別区域指定申請書

年 月 日

内閣総理大臣 殿

地方公共団体の長の氏名 印

総合特別区域法第31条第1項の規定に基づき、地域活性化総合特別区域について指定を申請します。

- 1 指定申請に係る区域の範囲
- 2 指定申請に係る区域における地域の活性化に関する目標及びその達成のために取り組むべき政策課題
- 3 目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする事業の内容

注 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別記様式第5の2（第28条関係）

地域活性化総合特別区域の指定の解除申請書

年 月 日

内閣総理大臣 殿

指定地方公共団体の長の氏名

印

年 月 日付けで指定を受けた地域活性化総合特別区域について、総合特別区域法第31条第9項の規定に基づき、当該地域活性化総合特別区域の指定の解除について申請します。

注 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

地域活性化総合特別区域の変更申請書

年 月 日

内閣総理大臣 殿

指定地方公共団体の長の氏名

印

年 月 日付けで指定を受けた地域活性化総合特別区域について下記のとおり変更したいので、総合特別区域法第31条第9項の規定に基づき、当該地域活性化総合特別区域の区域の変更について申請します。

- 1 変更事項
- 2 変更事項の内容

注1 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

2 変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載してください。

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

地域活性化総合特別区域計画認定申請書

年 月 日

内閣総理大臣 殿

指定地方公共団体の長の氏名

印

総合特別区域法第35条第1項の規定及び同法附則第3条に規定する措置に基づき、地域活性化総合特別区域計画について認定を申請します。

注1 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

- 2 法第35条第1項の規定のみに基づく計画にあつては「及び同法附則第3条に規定する措置」の文字を、法附則第3条に規定する措置のみに基づく計画にあつては「第35条第1項の規定及び同法」の文字を抹消してください。

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

地域活性化総合特別区域計画

作成主体の名称：

- 1 地域活性化総合特別区域の名称
- 2 特定地域活性化事業の名称
- 3 地域活性化総合特別区域計画の実施が地域活性化総合特別区域に及ぼす経済的社会的効果
- 4 その他地域活性化総合特別区域における地域の活性化のために必要な事項

別紙 特定地域活性化事業関係

注 1 から 4 までに掲げる事項について、記載するよう努めること

別紙

- 1 特定地域活性化事業の内容及び実施主体に関する事項
- 2 特定地域活性化事業ごとの特別の措置の内容
- 3 その他特定地域活性化事業に関する事項

注 特定地域活性化事業ごとに作成すること

地域活性化総合特別区域計画の変更の認定申請書

年 月 日

内閣総理大臣 殿

指定地方公共団体の長の氏名

印

年 月 日付けで認定を受けた地域活性化総合特別区域計画について下記のとおり変更したいので、総合特別区域法第37条第1項の規定及び同法附則第3条に規定する措置に基づき、認定を申請します。

- 1 変更事項
- 2 変更事項の内容

注1 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

2 変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載してください。

3 法第37条第1項の規定のみに基づく計画にあつては「及び同法附則第3条に規定する措置」の文字を、法附則第3条に規定する措置のみに基づく計画にあつては「第37条第1項の規定及び同法」の文字を抹消してください。

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

特定地域活性化事業に関する実施状況報告書

年 月 日

認定地方公共団体の長の氏名 殿

会社の名称及び代表者の氏名

印

総合特別区域法第55条第1項に規定する指定（ 年 月 日付け）を受けた特定地域活性化事業の実施状況について、同条第2項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 事業の内容
2. 事業の実施場所
3. 事業実施期間及び指定の有効期間
4. 前年度における事業の実施状況
5. 前年度における収支決算（会社全体の損益計算書等）
6. 資金の調達に関する実績

(1) 平成〇〇年度資金合計 〇〇百万円

(内訳)

資金調達先	資金額	資金調達方法	備考

(2) 平成〇〇年度資金合計 〇〇百万円

(内訳)

資金調達先	資金額	資金調達方法	備考

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別記様式第6の2（第34条関係）

特定地域活性化事業の実施に係る認定書

年 月 日

会社の名称及び代表者の氏名 殿

認定地方公共団体の長の氏名 印

年 月 日付けの特定地域活性化事業に係る実施状況報告を踏まえ、総合特別区域法施行規則第34条第2項の規定に基づき、当該事業が下記のとおり適切に実施されている旨、これを認定します。

記

認定の概要

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別記様式第6の3（第34条関係）

特定地域活性化事業の実施に係る認定をしない旨の通知書

年 月 日

会社の名称及び代表者の氏名 殿

認定地方公共団体の長の氏名 印

年 月 日付けの総合特別区域法第55条第2項の規定による報告については、下記の理由により認定をしません。

記

認定をしない理由

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

指定申請書

年 月 日

認定地方公共団体の長の氏名 殿

会社の名称及び代表者の氏名 印

総合特別区域法第55条第1項に規定する指定を受けたいので、総合特別区域法施行規則第35条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 会社の名称及び代表者の氏名
2. 主たる事務所の所在地
3. 総合特別区域法施行規則第5条各項各号に掲げる事業のうち該当するもの
4. 指定会社事業実施計画

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

指定会社事業実施計画

1. 事業の内容
2. 事業実施場所
3. 事業実施期間及び希望する指定の有効期間
4. 事業の実施に要する資金の総額及びその内訳並びにその資金の調達方法に関する計画

(1) 計画期間全体における事業資金見込額 総計〇〇百万円

(2) 年度別内訳

(イ) 平成〇〇年度

(i) 事業資金見込額 小計〇〇百万円

(ii) 内訳

資金調達先見込	見込額	資金調達方法見込

(ロ) 平成〇〇年度

(i) 事業資金見込額 小計〇〇百万円

(ii) 内訳

資金調達先見込	見込額	資金調達方法見込

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別記様式第6の5（第35条関係）

指定要件に関する宣言書

年 月 日

認定地方公共団体の長の氏名 殿

会社の名称及び代表者の氏名

印

当社は、総合特別区域法第55条第1項に規定する指定を申請するに当たり、総合特別区域法施行規則第33条各号に掲げる指定会社の要件に該当することを宣言します。

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

指 定 書

年 月 日

会社の名称及び代表者の氏名 殿

認定地方公共団体の長の氏名

印

年 月 日付けの指定申請について、総合特別区域法第55条第1項に規定する「指定会社」として、指定します。

記

1. 総合特別区域法施行規則第33条第1号から第4号までに該当すること。

(1) 資本金額 万円

(2) 従業員数 人

(3) 設立年月日 年 月 日

(4) 特定地域活性化事業の内容

(5) 総合特別区域法第42条第1項の地域活性化総合特別区域協議会を構成する者であること

(6) (中小企業者であって、以下の①②いずれか該当するものを記載)

①認定地域活性化総合特別区域計画（以下「認定計画」という。）の認定日が最初の事業年度に属している会社、又は当該認定日において最初の事業年度を開始していない会社

○特定地域活性化事業従事者 人 % (2以上かつ50%以上)

②認定計画の認定日において最初の事業年度が終了している会社

○特定地域活性化事業従事者 人 % (2以上かつ50%以上)

○直前期の営業費用に対する特定地域活性化事業に係る資金の割合 % (50%以上)

○直前期の売上高に対する営業利益の割合 % (2%未満)

2. 総合特別区域法施行規則第33条第5号から第8号までに該当すること。

(1) 外部資本が1/6以上であること

(2) 未上場会社であること

(3) 大規模会社の子会社でないこと

(4) 風俗営業等を行っていないこと

- (1) この指定書は、 年 月 日まで有効です。
- (2) この指定が行われたことについては、総合特区制度に関するホームページにおいて公表します。
- (3) 株式の払込みの期日において総合特別区域法施行規則第33条各号に掲げる指定会社の要件に該当しないとき及び偽りその他不正の手段によりこの指定を受けたことが判明するに至ったときは、直ちにこの指定書を返納するとともに、その旨を投資家に対して伝達してください。
- (4) この指定は、〇〇〇（地方公共団体名）として、投資家に対して投資に係る利益を保証するものではなく、その旨を当該投資家に対して伝達してください。

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別記様式第6の7（第35条関係）

総合特別区域法第55条第1項に規定する指定をしない旨の通知書

年 月 日

会社の名称及び代表者の氏名 殿

認定地方公共団体の長の氏名 印

年 月 日付けの総合特別区域法第55条第1項に規定する指定の申請については、下記の理由により指定をしません。

記

指定をしない理由

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別記様式第6の8（第36条関係）

特定地域活性化事業に係る資金の調達に関する契約の締結状況について（報告）

年 月 日

認定地方公共団体の長の氏名 殿

会社の名称及び代表者の氏名

印

総合特別区域法第55条第1項に規定する指定（年 月 日付け）を受けた特定地域活性化事業について、当社として、その実施に必要な資金が確実に調達することができると判断するに至ったため、総合特別区域法施行規則第36条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 事業の内容
2. 事業実施期間及び指定の有効期間
3. 事業の実施に必要な資金の調達に関する契約の締結状況

(1) 計画期間全体における資金総額 ○○百万円

(2) 年度別内訳

(イ) 平成○○年度

(i) ○○年度資金小計 ○○百万円

(ii) 内訳

資金調達先	資金額	資金調達方法	契約締結状況

(ロ) 平成○○年度

(i) ○○年度資金小計 ○○百万円

(ii) 内訳

資金調達先	資金額	資金調達方法	契約締結状況

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

民法組合等であることの誓約書

年 月 日

会社所在地

会社名

代表者の氏名 殿

組合所在地

組合名

代表者の氏名 印

当組合は、下記の事項について誓約します。

記

1 組合契約の種類

当組合は、民法第667条第1項に規定する組合契約又は投資事業有限責任組合契約に関する法律第3条第1項に規定する投資事業有限責任組合契約によって成立するものであること

2 上記1の契約を締結する個人又は民法組合等

氏名（名称）

住所（所在地）

3 上記の者の出資価額割合

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別記様式第6の10（第36条関係）

特定地域活性化事業の実施に係る認定書

年 月 日

会社の名称及び代表者の氏名 殿

認定地方公共団体の長の氏名 印

年 月 日付けの特定地域活性化事業に係る資金の調達に関する契約の締結状況報告を踏まえ、総合特別区域法施行規則第36条第3項の規定に基づき、当該事業が適切に実施される見込みである旨、これを認定します。

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別記様式第6の11（第36条関係）

特定地域活性化事業の実施に係る認定をしない旨の通知書

年 月 日

会社の名称及び代表者の氏名 殿

認定地方公共団体の長の氏名 印

年 月 日付けの総合特別区域法第55条第2項の規定による報告については、下記の理由により認定をしません。

記

認定をしない理由

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

総合特別区域法施行規則第36条第6項に係る確認申請書

年 月 日

認定地方公共団体の長の氏名 殿

会社所在地

会 社 名

代表者の氏名 印

総合特別区域法施行規則第36条第8項の規定に係る確認を受けたいので、下記のとおり申請します。なお、当社は総合特別区域法第55条第1項に規定する指定を受けた者であり、株式投資契約に基づき払込みを受けたものであることを申し添えます。

記

1. 個人の氏名及び住所
2. 払込期日（又は成立の日） 平成 年 月 日
3. 当該法人の指定の有効期間
4. 取得株式数
5. 払込金額
6. 払込金額の総額

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

総合特別区域法施行規則第36条第6項に係る確認申請書

年 月 日

認定地方公共団体の長の氏名 殿

会社所在地

会 社 名

代表者の氏名 印

総合特別区域法施行規則第36条第8項の規定に係る確認を受けたいので、下記のとおり申請します。なお、当社は総合特別区域法第55条第1項に規定する指定を受けた者であり、株式投資契約に基づき払込みを受けたものであることを申し添えます。

記

1. 個人の氏名及び住所

民法組合等の名称及び所在地

当該民法組合等の業務の執行を委任される組合員の名称及び所在地

出資価額割合 %

2. 払込期日（又は成立の日） 平成 年 月 日

3. 当該法人の指定の有効期間

4. 取得株式数

民法組合等の取得株式数

5. 払込金額

6. 払込金額の総額

民法組合等の払込金額の総額

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

総合特別区域法施行規則第36条第8項に係る確認書

年 月 日

会社の名称及び代表者の氏名 殿

認定地方公共団体の長の氏名 印

年 月 日付けの総合特別区域法施行規則第36条第6項の規定による申請について、総合特別区域法施行規則第36条第8項の規定に基づき確認します。

記

1. 個人の氏名及び住所
2. 申請者が総合特別区域法第55条第1項に規定する指定を受けた者であること
3. 払込期日（又は成立の日） 平成 年 月 日
4. 3の期日が当該法人の指定の有効期間内であること
5. 当該申請に係る払込みは、総合特別区域法施行規則第36条第1項の株式投資契約に基づくものであること
6. 取得株式数
7. 払込金額
8. 払込金額の総額

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別記様式第6の14（第36条関係）

総合特別区域法施行規則第36条第9項に係る確認をしない旨の通知書

年 月 日

会社の名称及び代表者の氏名 殿

認定地方公共団体の長の氏名 印

年 月 日付けの総合特別区域法施行規則第36条第6項の規定による申請について、
総合特別区域法施行規則第36条第9項の規定に基づき確認しません。

記

確認をしない理由

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

地域活性化総合特区支援利子補給金支給申請書

年 月 日

内閣総理大臣 殿

住所

指定金融機関の名称及び代表者の氏名

印

総合特別区域法第56条第5項の規定に基づき、下記のとおり地域活性化総合特区支援利子補給金の支給を申請します。

記

- 1 地域活性化総合特区支援利子補給金申請額
- 2 地域活性化総合特区支援利子補給金振込先
（振込先金融機関名・店舗名・預金の種別・口座番号・預金の名義を記載）
- 3 支給の根拠となる利子補給契約の締結年月日

（添付書類）

- （1）当該地域活性化総合特区支援利子補給金に係る貸付契約書の写し及び償還年次表
- （2）償還が貸付契約書で定める貸付条件どおりに行われていることを証する書類

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

指定金融機関の指定申請書

年 月 日

内閣総理大臣 殿

住所

金融機関の名称及び代表者の氏名

印

総合特別区域法第56条第1項に規定する指定金融機関の指定を受けたいので、申請します。

- 1 金融機関の名称
- 2 代表者の氏名
- 3 金融機関の所在地
- 4 認定地域活性化総合特別区域計画について
 - (1) 当該計画の名称
 - (2) 認定地方公共団体
- 5 貸付けの見込み（時期及び金額）

（添付書類）

- (1) 定款
- (2) 登記事項証明書
- (3) 貸借対照表及び損益計算書
- (4) 地域協議会の構成員であることを証する書類
- (5) 地域活性化総合特別区域の指定を受けた区域における貸付実績があること又は地域活性化の取組を推進していることを示す書類
- (6) 事業を安定して行うために必要な経理的基礎を示す書類

注 添付書類のうち（1）～（3）については、既に他の指定申請書に添付すべき書類を提出した場合、その記載事項に変更がないときは省略できる。省略した場合、当該他の指定申請に係る認定国際戦略総合特別区域計画又は認定地域活性化総合特別区域計画の名称を記載すること。

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。